

# 東京成徳大学学位規則

(目的)

**第1条** この規則は、東京成徳大学学則(以下「学則」という。)及び東京成徳大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、東京成徳大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位・専攻分野の名称)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学士の学位

学 部	学 科	専攻分野の名称
人文学部	日本伝統文化学科	学士(日本伝統文化)
国際学部	国際学科	学士(国際学)
応用心理学部	臨床心理学科	学士(臨床心理学)
	健康・スポーツ心理学科	学士(健康・スポーツ心理学)
子ども学部	子ども学科	学士(子ども学)
経営学部	経営学科	学士(経営学)

修士及び博士の学位

研究科	専 攻	課 程	専攻分野の名称
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	修士(心理学)
		博士後期課程	博士(心理学)

(学士の学位授与)

**第3条** 学士の学位は、学則第 35 条により、大学の卒業を認めた者に授与する。

(修士の学位授与)

**第4条** 修士の学位は、大学院学則第 19 条により、修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与)

**第5条** 博士の学位は、大学院学則第 20 条により、博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても大学院学則第 22 条により、授与することができる。

3 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときは、前項の規定による。

(学位論文)

**第6条** 学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、参考論文等の資料を提出させることがある。

(修士学位論文の提出)

**第7条** 修士課程に 1 年以上在学し、16 単位以上を修得した者は、修士の学位論文を提出することができる。

2 学位論文を提出しようとするときは、論文の題目及び研究内容について、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

3 論文題目及び論文は、研究科委員会が定める所定の期日までに、学長に届出又は提出しなければならない。

(課程による者の博士学位論文の提出)

**第8条** 博士後期課程において、所定の課程を修めて、博士の学位を受けようとする者は、論文審査願に論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、学長に提出するものとする。

2 学位論文を提出しようとするときは、論文の題目及び研究内容について、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

3 論文題目及び論文は、研究科委員会が定める所定の期日までに、学長に届出又は提出しなければならない。

(課程によらない者の博士学位論文の提出)

**第9条** 本学大学院の博士後期課程を経ない者が博士の学位を申請しようとする場合は、前条に定められた書類に別表に定める審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。ただし、本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後1年以内に博士の学位を申請する場合は、審査手数料の納付を要しない。

(審査委員)

**第10条** 研究科委員会は、修士又は博士の学位論文を受理したときは、学位論文に関連する当該研究科の専門分野の教員3名以上を審査委員に選出する。

2 研究科委員会は、審査のため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、学内の教員若しくは他大学又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

3 研究科委員会は、審査委員のうちから主査及び副査を指名し公表する。

4 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行うものとし、その任期は当該論文の合否が判定された日までとする。

(審査基準)

**第11条** 修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すものでなければならない。

2 博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものでなければならない。

(最終試験)

**第12条** 大学院学則第19条、第20条及び第22条に規定する最終試験は、学位論文の内容及びこれに関連ある専攻分野の科目について、試問の方法によって行う。

2 試問の方法は、口頭による。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。

(審査期間)

**第13条** 修士課程の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。

2 博士後期課程の学位論文の審査及び最終試験は、当該論文の受理後1年以内に終了するものとし、その結果は、すみやかに本人宛通知しなければならない。

(審査結果の報告)

**第14条** 審査委員は、修士課程及び博士後期課程の学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査の結果及び評価に関する意見を付して、最終試験の成績とともに、研究科委員会に報

告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

**第15条** 研究科委員会は審査委員の報告に基づいて、学位の授与に関する審議を行う。

(学位の授与)

**第16条** 学長は、研究科委員会の意見を聴いて、学位を授与する者を決定し、所定の学位を授与する。

2 学位を授与された者には、学位記を交付する。

(博士論文要旨等の公表)

**第17条** 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、当該博士の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

**第18条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文を本学の協力を得てインターネットの利用により公表するものとする。ただし、学位を授与される前に、すでに公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前二項により論文を公表する場合には、「東京成徳大学」において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(博士学位授与の報告)

**第19条** 学長は、博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の名称の使用)

**第20条** 本学の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京成徳大学」と付記するものとする。

(学位の取消し)

**第21条** 本学において学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は、学士にあつては当該学部教授会、修士、博士にあつては研究科委員会の意見を聴いて、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

(3) 提出された論文に、捏造、改ざん及び盗用があったとき

(学位記の様式)

**第22条** 学位記の様式は、様式第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号のとおりとする。

(細則)

**第23条** この規程の改廃は、各学部教授会又は研究科委員会及び大学運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条に規定する学位の専攻分野の名称は、平成 20 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 20 年度及び平成 21 年度に編入学した者について、なお、従前の例による。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、2019 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

別表（審査手数料）

1	第5条第2項の者が学位論文を申請する場合	200,000 円
2	第5条第3項の者が退学後1年を超え3年以内に学位論文を申請する場合	100,000 円

様式第1号(学士に授与する学位記の様式)

第 号

卒業証書・学位記

大学  
の印

(西暦) 年 月 日生

本学所定の課程を修めて  
本学を卒業したことを認め  
学士 ( ) の学位を  
授与する

(西暦) 年 月 日

東京成徳大学長 ○○ ○○ 

学長  
の印

様式第2号(修士に授与する学位記の様式)

院修第 号

学 位 記

大学  
の印

(西暦) 年 月 日生

本学大学院心理学研究科  
臨床心理学専攻の修士課程に  
おいて所定の単位を修得し  
学位論文の審査および最終試験に  
合格したので修士(心理学)の  
学位を授与する

(西暦) 年 月 日

東京成徳大学長 ○○ ○○ 

学長  
の印

様式第3号(博士に授与する学位記の様式 甲)

院博甲第 号

学 位 記

大学  
の印

(西暦) 年 月 日生

本学大学院心理学研究科  
臨床心理学専攻の博士後期課程に  
おいて所定の単位を修得し  
学位論文の審査および最終試験に  
合格したので博士(心理学)の  
学位を授与する

(西暦) 年 月 日

東京成徳大学長 ○○ ○○ 

学長  
の印

様式第4号(博士に授与する学位記の様式 乙)

院博乙第 号

学 位 記

大学  
の印

(西暦) 年 月 日生

本学に学位論文を提出し  
所定の論文審査および  
試験に合格したので  
博士(心理学)の学位を  
授与する

(西暦) 年 月 日

東京成徳大学長 ○○ ○○ 

学長  
の印